

高萩・北茨城広域事務組合管理職手当の支給に関する規則

令和元年10月1日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、高萩・北茨城広域事務組合職員の給与に関する条例（令和元年高萩・北茨城広域事務組合条例第5号）第2条において、その例によるものとされた北茨城市職員の給与に関する条例（昭和32年北茨城市条例第16号）第9条の2の規定に基づき、管理職手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理職手当の支給)

第2条 管理職手当（以下この条において「手当」という。）を支給する職員の職及びその職にある職員に支給する手当の月額は、別表のとおりとする。

2 手当の支給の方法については、北茨城市管理職手当の支給に関する規則（昭和42年北茨城市規則第7号）の例による。

3 前項の規定にかかわらず、他団体の職を兼ね、かつ、当該団体から手当の支給を受けている場合には、手当を支給しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

所属	職員の職	管理職手当の月額
事務局	事務局長	65,000円
	次長	50,000円
	参事	45,000円
	副参事	43,000円
	課長	40,000円
	主査	35,000円
	課長補佐	30,000円
議会事務局	事務局長	65,000円
	次長	40,000円
	主査	35,000円
	次長補佐	30,000円
監査委員事務局	事務局長	40,000円
	主査	35,000円
	局長補佐	30,000円